

# 建設コンサルタント業務等における最低制限価格の算定方法について

(お知らせ)

令和5年4月

長門市企画総務部監理管財課

建設コンサルタント業務等において、設計書を合冊した場合の最低制限価格の算定方法を公表します。

□設計区分毎の算出例

(1)2以上の業務を併せて設計

【例1】 建築関係建設コンサルタント業務と測量業務を併せて設計した場合

※算出した最低制限価格基準額が、別表第2 上限額の欄に定める額を超える場合は、当該上限額とし、同表下限額の欄に定める額に満たない場合は、当該下限額とします。

その後、①から③のとおり切り上げを行った額を最低制限価格とします。

業務区分	別表第1により求めた A【最低制限価格基準額】 ※端数調整前	別表第2により求めた 【上限額】	別表第2により求めた 【下限額】	調整した B【最低制限価格基準額】 ※端数調整前
1. 建築関係建設コンサルタント業務	1,000,541	1,300,000	700,000	1,000,541
2. 測量業務	600,541	1,300,000	700,000	700,000
合計				1,700,514

※上限額及び下限額の算定方法は、業務区分毎に異なります。上記の上限額及び下限額は例示した数値となります。

最低制限価格は、Bの最低制限価格基準額を次の①から③のとおり切り上げた額とします。

- ①1,000万円以上の場合、10万円未満を切り上げた価格
- ②100万円以上1,000万円未満の場合、1万円未満を切り上げた価格
- ③100万円未満の場合、千円未満を切り上げた価格

調整した B【最低制限価格基準額】 ※端数調整前	C【最低制限価格】 ※端数調整後
1,700,514	1,710,000

(2)単体又は3以上の業務を併せて設計

最低制限価格の算定方法については、上記と同じです。